

3437

号

勾 留 状		指揮印	
被疑者	氏 名	相嶋 静夫	延長
	年 齢		
	住 居		
	職 業	無職	
被疑者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、同人を警視庁大崎警察署留置施設に勾留する。			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	工務部P
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		令和2年6月4日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令和2年5月28日 東京地方裁判所 裁判官 宮 本 誠			
勾留請求の年月日		令和2年5月27日	2
執行した年月日時及び場所		令和 2 年 5 月 28 日 午後 2 時 12 分 東京地方裁判所	
記名押印		警視庁総務部留置管理第二課 司法警察員警部補	
執行することができなかったときはその事由			
記名押印		令和 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		令和 2 年 5 月 28 日 午後 6 時 42 分 警視庁大崎警察署 司法警察員巡査部長	

(被疑者 相嶋 静夫)

(被疑者用) 1

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

下記の **2.3** 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾留期間の延長

延長期間

令和 2 年 6 月 15 日まで

理由

証拠解析・捜査乗組
関係人取調べ未了
共犯者取調べ未了
被疑者取調べ未了

令和 2. 6. 月 5 日

東京地方 裁判所

裁判官 岡田佳子

延長期間

令和 年 月 日まで

理由

令和 年 月 日

裁判所

裁判官

勾留状を検察官に交付した年月日

令和 2. 6. 月 5 日

裁判所書記官 山岡沙央理

勾留状を検察官に交付した年月日

令和 年 月 日

裁判所書記官

勾留状を被疑者に示した年月日時

令和 2 年 6 月 5 日 午後 4 時 53 分

刑事施設職員

警視庁大崎警察署
司法警察員 橋本 准
水本 准

勾留状を被疑者に示した年月日時

令和 年 月 日 午 時 分

刑事施設職員

(被疑者 相嶋 静夫)

被疑事実

被疑者(組) は、[redacted] に本店を置き、乾燥装置、[redacted]装置、廃棄物処理装置の設計、製造及び販売等を業とする大川原化工機株式会社の顧問として経営全般を管理していたもの、大川原正明は、同社の代表取締役として業務全般を統括していたもの、島田順司は、同社の役員として海外営業開拓を担当していたものであるが、

被疑者は、大川原正明及び島田順司と共謀の上、同社の業務に関し、外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出貿易管理令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 5 の 2 に該当する貨物である同社製噴霧乾燥器「スプレードライヤ L-8i」1 セットを、同大臣の許可を受けないで大韓民国に向けて輸出しようと企て、平成 30 年 2 月 21 日、[redacted] 所在の [redacted] 港 [redacted]

[redacted] 埠頭第 [redacted] 岸壁において、情を知らない [redacted] [redacted] の係員らをして、同噴霧乾燥器 1 セット（輸出申告価格 8,157,840 円）を、貨物船である [redacted] に積載させて、大韓民国を仕向地として輸出し、もって同大臣の許可を受けないで国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出したものである。